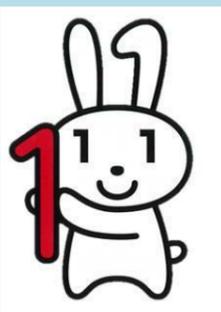


引越しの際は、住民票の異動も忘れずに！

- **住民票の異動の届出** (転出届・転入届・転居届など) は、
国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など
につながる**大切な手続き**です。

- **今年10月以降、「マイナンバー」が住民票の住所に通知**されます。

※マイナンバーは、「社会保障」「税」「災害対策」の手続きの際に必要となる重要な番号です。



マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん

<マイナンバー制度導入の3つのメリット>

- ①行政の効率化 ～手続きが正確で早くなる～
行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。
- ②国民の利便性の向上 ～面倒な手続きが簡単に～
申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。
- ③公平・公正な社会の実現 ～給付金などの不正受給の防止～
行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

正確な住所の登録が必要です！

入学・就職・転勤等で引越しをされ、住所を異動される方は、住所変更の届出を行ってください。

◎他の市区町村に転出・転入される場合

引越前の
市区町村

[転出前に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取る



引越先の
市区町村

[転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて
転入届を提出

◎同一の市区町村内で転居される場合

お住まいの
市区町村

[転居した日から14日以内に]
転居届を提出

※詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へ
お問合せください。

(正当な理由がなく届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)